

共同住宅における水道料金等取扱要綱

共同住宅における水道料金等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受水槽以降の水道施設（以下「導管設備」という。）を設置し、受水槽式給水方式とした又は直結給水方式とした共同住宅（以下「共同住宅」という。）の所有者（以下「設置者」という。）から各戸検針の申請があった場合において、酒田市水道事業給水条例（平成20年条例第28号、以下「条例」という。）及び同条例施行規程（平成20年企業管理規程第4号、以下「規程」という。）に基づいたメーター検針並びに水道料金等の徴収に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(適用の要件)

第2条 共同住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定多数の者が入居するものであること。
- (2) 使用目的が、主として継続的な生活を営むためのものであること。
- (3) 区分された各戸住宅等の給水施設は、それぞれ独立したものであること。
- (4) 第一止水装置脇に設置する計量用メーター（以下「親メーター」という。）を設置するものであること。
- (5) 各戸検針のための各戸メーター（以下「各戸メーター」という。）の設置方法は、酒田市給水装置工事施行基準及び遠隔指示装置付水道メーターの設置基準によるものであること。

(申請の手続)

第3条 設置者は、各戸検針の取扱いを受けようとするときは、条例第19条の規定により使用者等から連絡責任者を選定し、次の各号に定める書類を酒田市長に提出しなければならない。

- (1) 共同住宅（等）における各戸検針徴収申請書（様式第1号）
- (2) 連絡責任者選定（変更）届出書（様式第2号）

(調査)

第4条 酒田市長は、前条の申請があったときは、各戸検針徴収等に関する必要な調査を行い、改善が必要と認めた場合は、その指導を行うことができる。

(申請の不受理)

第5条 酒田市長は、設置者が前条による指導に従わず是正されない場合は、第3条の申請を拒むことができる。

(契約)

第6条 酒田市長と設置者は、共同住宅における各戸検針徴収等に関する契約（以下「契約」という。）を締結する。

(契約の解除)

第7条 酒田市長は、設置者が水道法（昭和32年法律第177号）、条例及び規程並びにこの要綱の規定による契約に違反し、勧告しても是正されないときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定の適用により、設置者に損害を及ぼすことがあっても、酒田市長はその責めを負わないものとする。

(水道メーターの寄付等)

第8条 設置者は、遠隔指示装置付水道メーターを設置した場合は、第6条の契約の締結と同時に水道メーター寄付採納願（様式第3号）を提出し、各戸メーターを酒田市長に寄付するものとする。

(費用の負担区分)

第9条 集中検針盤、信号伝送線及び各戸メーターの設置等に関する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 集中検針盤及び信号伝送線の設置、修繕並びにその他の維持管理に要する費用は、設置者の負担とする。

(2) 遠隔指示装置付水道メーターの設置に要する費用は、設置者の負担とする。

(3) 設置者より寄付された各戸メーターの検定期間が満了するとき又は故障等の理由により交換の必要が生じた場合は、酒田市長の責任において交換するものとする。

(維持管理責任)

第10条 集中検針盤及び各戸メーターの維持管理は、次に定めるところによる。

(1) 設置者は、集中検針盤が故障等により使用できなくなった場合は、速やかに修理し、又は更新しなければならない。

(2) 各戸メーターの日常の維持管理は、使用者が行うものとする。

2 設置者は、導管設備の水質の保持等の維持管理について条例第47条及び規程第5条の規定により管理しなければならない。

(水道料金等の算定方法)

第11条 酒田市長は、各戸メーターによって各使用者の使用水量を計量し、その使用水量をもって各使用者の水道料金を算定する。

2 各使用者の水道料金は、条例第28条に規定する水道料金とする。

3 酒田市長は、親メーターの使用水量と各戸メーターの合計使用水量の間に生じた水量差分については、相当する水道料金の徴収又は還付を行わない。ただし、親メーターと各戸メーターとの間に漏水が発生し、設置者が直ちに修理を行わない場合、導管設備上の欠陥により水量差が生じた場合又はその他酒田市長が認めた場合はこの限りでない。

(水道料金等の徴収方法)

第12条 水道料金等の徴収方法は、口座振替とする。ただし、使用者に口座振替ができない特段の事由がある場合は、納入通知書による納付方法とすることができる。

(漏水した場合の使用水量の取扱い)

第13条 酒田市長は、導管設備又は直結給水設備が故障等により漏水し、使用者の使用水量が不明となった場合は、条例第9条第1項に規定する酒田市指定給水装置工事事業者が提出した漏水認定報告書を基に、条例第30条第1項第3号の規定により使用水量を認定する。

(連絡責任者の事務等)

第14条 第3条の規定により届出された連絡責任者は、次の各号に定める事務を行うものとする。

- (1) 各使用者の水道の使用開始又は中止並びに使用者変更の連絡に関すること。
- (2) 酒田市長から各使用者への事務連絡の取次ぎに関すること。
- (3) その他、酒田市長が指示する項目に関すること。

2 連絡責任者は、前項に定める事務を速やかに行うものとし、連絡責任者が当該事務を怠り又は遅滞したことにより使用者等に損害を及ぼすことがあっても、酒田市長はその責めを負わない。

(届出の義務)

第15条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、酒田市長に届け出なければならない。

- (1) 連絡責任者に変更があったとき。
- (2) 導管設備又は直結給水設備の増設、改造又は撤去等のために工事をするとき。
- (3) 消火栓を消火以外に使用するとき。
- (4) その他、酒田市水道事業の運営に支障をきたす恐れのある事態が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

受付番号 _____

共同住宅（等）における各戸検針徴収申請書

酒田市長 殿

年 月 日

届出人

住 所 _____

氏 名 _____

装置設置場所 _____

共同住宅（等）名 _____

共同住宅（等）における各戸メーターによる検針及び徴収の取扱いを受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

添付書類

1. 連絡責任者選定届出書（様式第2号）

様式第2号

連絡責任者選定（変更）届出書

酒田市長 殿

年 月 日

届出人

住 所

氏 名

次のとおり連絡責任者を選定（変更）したので届け出ます。

装置設置場所

共同住宅（等）名

連絡責任者

棟

号室

氏 名

電話番号

様式第3号

水道メーター寄付採納願

酒田市長 殿

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで締結した「共同住宅における各戸検針徴収等に関する契約書」
第1条の規定により下記装置を寄付いたしますので受領願います。

記

1. 装置設置場所
2. 共同住宅名
3. 寄付採納する装置内容

メーター口径	メーター個数	メーター型式	メーター番号	取り付け年月日	検査満了年月
mm	個		～	年 月 日	年 月